

介護老人福祉施設 本館・多床室（2人・4人部屋）

要介護度		1日あたり（介護保険報酬内訳）									
		単位	看護体制 加算Ⅰ （※1）	日常生活継続 支援加算 （※2）	夜勤職員配置 加算Ⅲ （※3）	個別機能訓練 加算Ⅰ （※4）	介護職員処遇改善加算 （※5） 総単位数×14%	合計単位	1単位の基準 5割地（※6） 合計単位数 ×10.45円	自己負担額 （目安） 1割負担の方	自己負担額 （目安） 2割負担の方
利用料金	要介護1	589	4	36	16	12	92	749	7,827円	783円	1,566円
	要介護2	659					102	829	8,663円	867円	1,733円
	要介護3	732					112	912	9,530円	953円	1,906円
	要介護4	802					122	992	10,366円	1,037円	2,074円
	要介護5	871					131	1,070	11,181円	1,119円	2,237円

（※7）日常生活継続支援加算の算定要件が満たされない際は、サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位がかかります。

（※14）生活機能向上連携加算（Ⅱ）は個別機能訓練加算Ⅰを算定している際は、月100単位がかかります。

【科学的介護情報システム（LIFE）に基づいた加算（月1回算定）】（※8）科学的介護推進体制加算Ⅱ 50単位 （※9）個別機能訓練加算Ⅱ 20単位

（※10）褥瘡マネジメント加算Ⅰ 3単位 又はⅡ 13単位 （※11）排せつ支援加算Ⅰ 10単位 又はⅡ 15単位 又はⅢ 20単位

※ 自己負担額×日数ではありません。下記の計算例をご参照ください。

例）要介護3の方で30日利用された場合（1割負担）の計算例

{ (732単位) + (4単位) + (36単位) + (16単位) + (12単位) } × 30日 +
(50単位 + 20単位 + 13単位 + 10単位 + 100単位) = 24,193単位 (A)
(A) × 14% = 3,387単位 (B・四捨五入)
(A) + (B) × 10.45円 = 288,211円 (C・切り捨て) (総ご利用額)
(C × 90%) = 259,389円 (D・切り捨て) 介護保険適用
(C) - (D) = 28,822円 (介護保険自己負担額)

要介護度	1ヶ月（30日） 1割負担の方	1ヶ月（30日） 2割負担の方	1ヶ月（30日） 3割負担の方
要介護1	23,710円	47,420円	71,130円
要介護2	26,212円	52,424円	78,636円
要介護3	28,822円	57,644円	86,466円
要介護4	31,323円	62,646円	93,969円
要介護5	33,789円	67,578円	101,367円

+

減額（※12）	食費	居住費	1ヶ月（30日）
第1段階	300円／日	0円／日	9,000円
第2段階	390円／日	370円／日	22,800円
第3段階(1)	650円／日	370円／日	30,600円
第3段階(2)	1,360円／日	370円／日	51,900円
第4段階	1,445円／日	855円／日	69,000円

介護老人福祉施設 本館・個室（1人部屋）

要介護度		1日あたり（介護保険報酬内訳）									
		単位	看護体制加算Ⅰ （※1）	日常生活継続支援加算 （※2）	夜勤職員配置加算Ⅲ （※3）	個別機能訓練加算Ⅰ （※4）	介護職員処遇改善加算 （※5） 総単位数×14%	合計単位	1単位の単価 5割地（※6） 合計単位数 ×10.45円	自己負担額 （目安） 1割負担の方	自己負担額 （目安） 2割負担の方
利用料金	要介護1	589	4	36	16	12	92	749	7,827円	783円	1,566円
	要介護2	659					102	829	8,663円	867円	1,733円
	要介護3	732					112	912	9,530円	953円	1,906円
	要介護4	802					122	992	10,366円	1,037円	2,074円
	要介護5	871					131	1,070	11,181円	1,119円	2,237円

（※7）日常生活継続支援加算の算定要件が満たされない際は、サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位がかかります。

（※14）生活機能向上連携加算（Ⅱ）は個別機能訓練加算Ⅰを算定している際は、月100単位がかかります。

【科学的介護情報システム（LIFE）に基づいた加算（月1回算定）】（※8）科学的介護推進体制加算Ⅱ 50単位 （※9）個別機能訓練加算Ⅱ 20単位

（※10）褥瘡マネジメント加算Ⅰ 3単位 又はⅡ 13単位 （※11）排せつ支援加算Ⅰ 10単位 又はⅡ 15単位 又はⅢ 20単位

※ 自己負担額×日数ではありません。下記の計算例をご参照ください。

例）要介護3の方で30日利用された場合（1割負担）の計算例

{ (732単位) + (4単位) + (36単位) + (16単位) + (12単位) } × 30日 +
(50単位 + 20単位 + 13単位 + 10単位 + 100単位) = 24,193単位 (A)
(A) × 14% = 3,387単位 (B・四捨五入)
(A) + (B) × 10.45円 = 288,211円 (C・切り捨て) (総ご利用額)
(C × 90%) = 259,389円 (D・切り捨て) 介護保険適用
(C) - (D) = 28,822円 (介護保険自己負担額)

要介護度	1ヶ月（30日） 1割負担の方	1ヶ月（30日） 2割負担の方	1ヶ月（30日） 3割負担の方
要介護1	22,858円	45,716円	68,574円
要介護2	25,270円	50,540円	75,810円
要介護3	27,785円	55,570円	83,355円
要介護4	30,197円	60,394円	90,591円
要介護5	32,574円	65,148円	97,722円

+

減額（※12）	食費	居住費	1ヶ月（30日）
第1段階	300円／日	320円／日	18,600円
第2段階	390円／日	420円／日	24,300円
第3段階(1)	650円／日	820円／日	44,100円
第3段階(2)	1,360円／日	820円／日	65,400円
第4段階	1,445円／日	1,171円／日	78,480円

ご利用者・ご家族のご希望によってサービスを利用された場合にお支払いいただくもの

貴重品の管理	年金証書・預金通帳・権利証・契約書類・保険証書・実印・印鑑登録カード・銀行印などの保管のみを行うサービス	800円／月
	お預かりしている預金通帳からの税金、医療費等の支払い業務代行サービス	1,200円／月
複写物の交付	ご利用者様に係る記録等を複写し、交付するサービス（別途の契約により無料にて交付するものは除きます）	1枚10円（A4）
買い物代行	地元の商店等での買い物をするサービス又は、インターネット・買物発注代行（ご家族にて対応が困難な場合のみ）	100円／回
理容サービス	理容師の出張による理容サービス	2,000円／回 （顔そり300円） （毛染め1,500円）
電気製品使用料	個人的に使用する電気製品（テレビ・電気毛布等）を持ち込んで使用する場合	1品 500円／月
外出行事や特別なレクリエーション等	その企画の都度、ご利用者様もしくはご家族様の希望をお伺いして実施します	実費相当分 レク・リハビリは無料
お好み食	通常提供させていただく食事以外に特別にご希望がある場合（お酒や特別な副菜等）	実費相当分
料金引落サービス	事業所へのお支払い方法で銀行等の引落を選択された場合の手数料	70円／1回

その他施設より提供するものと除外品

日用品	提供品・・・トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、石鹸、シャンプー、バスタオル、入浴のタオル、おしぼり等。 提供除外品・・・当施設で提供するメーカー、種類以外をご希望される場合や、一般的に使用する頻度や数量を超える場合。また個人での使用が明らかな物。
おむつ	提供品・・・紙おむつ、布おむつ、パッド 提供除外品・・・当施設で提供するメーカー・種類以外をご希望される場合。
衣類の洗濯	ご利用者様の日常着の洗濯は実施致します。尚素材などにより、洗濯が難しい衣類等については、ご家族様での対応をお願い致します。
その他	提供品・・・ベッド（含む寝具）、一般型車いす

外出行事に係る料金

実費などかかるもの	外食の場合の食事代金・個人でのお土産・施設の入場料金等		
職員の引率代（1回） ガソリン 高速代含む	つくば市内	買い物のみ	350円
		外食のみ	350円
		外出行事参加料	600円
	近距離 例）下妻市、土浦市	（用途問わず）	700円
	中距離 例）水戸市	（用途問わず）	1,300円
	長距離 例）日立市	（用途問わず）	2,000円
	県外の対応 例）東京都	（用途問わず）	2,600円

※1	看護体制加算Ⅰとは、常勤の看護師を1名以上配置していること。
※2	日常生活継続支援加算とは、日常生活に支援を来す要介護度の高い方や認知症の症状のある方を受け入れ、専門性の高い有資格者（介護福祉士）の配置基準を満たしている場合に算定されます。※尚算定要件等の関係で加算される月と加算されない月がありますので請求等ご確認下さい。
※3	夜勤職員配置加算Ⅲ、Ⅳとは、夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間帯を含めた連続する16時間をいう。）に必要となる夜勤職員の数をもとに1人以上上回って配置すること。また、その中の1名が喀痰吸引行為業務従事者認定のものであること。
※4	個別機能訓練加算Ⅰとは、常勤の機能訓練指導員を配置し、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、多職種が共同して当該計画に基づき計画的に機能訓練を行うこと。
※5	介護職員処遇改善加算とは、介護職員の処遇改善（資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善）の取組を行う事業所に対して加算されます。
※6	事業所所在地がつくば市である当事業所は5級地であり、現在の1単位の単価が10.45円となります。
※7	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）とは、介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が当該基準を満たした場合に算定されます。なお、日常生活継続支援加算を算定しない場合に、サービス提供体制加算を算定する事とする。

※8	科学的介護推進体制加算Ⅱとは、科学的介護情報システム（LIFE）を用いて厚生労働省に情報提出を行い、入所者に提供する施設サービスの質を向上させていくため、PDCA（※）サイクルにより更なる向上に努める事を評価した加算。
※9	個別機能訓練加算Ⅱとは、個別機能訓練加算Ⅰを算定している場合で、かつ個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出している場合に算定する加算。
※10	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）（Ⅱ）とは、褥瘡管理に係る質の向上を図るため、多職種の共同によりPDCA（※）サイクルの構築を通じて、継続的に褥瘡管理に係る質の管理を行った事を評価した加算。
※11	排せつ支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）とは、排せつ支援の質の向上を図るため、多職種の共同によりPDCA（※）サイクルの構築を通じて、継続的に排せつ支援の質の管理を行った事を評価した加算。
※12	減額とは ＊第1段階・・・住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者または生活保護受給者 【預貯金等の資産状況（単身）1000万以下（夫婦）2000万以下】 ＊第2段階・・・住民税非課税世帯に属する方で、課税年金収入額と非課税年金収入額の合計所得額が80万円以下の方【預貯金等の資産状況（単身）650万以下（夫婦）1650万以下】 ＊第3段階(1)・・・住民税非課税世帯に属する方で、課税年金収入額と非課税年金収入額の合計所得額が80万円を越えて120万円以下の方【預貯金等の資産状況（単身）550万以下（夫婦）1550万以下】 ＊第3段階(2)・・・住民税非課税世帯に属する方で、課税年金収入額と非課税年金収入額の合計所得額が120万円を越える方【預貯金等の資産状況（単身）500万以下（夫婦）1500万以下】 ＊第4段階・・・住民税課税世帯に属する方
※13	介護職員等ベースアップ等支援加算とは、介護職員の処遇改善（資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善）の取組を行う事業所に対して加算されます。
※14	生活機能向上連携加算(Ⅱ)とは、外部医療提供施設の理学療法士との連携により、利用者の身体状況を確認し、3月に1回を限度として個別機能訓練計画を見直す事を評価した加算。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者側の負担額を変更します。

※PDCAサイクル・・・Plan（計画書等の作成）Do（計画書等に基づいたケアの実施）Check（評価）Action（改善）
 PDCAサイクルの循環に基づき、質の高いケアに繋げていく取り組み。